



福島医発第631号（地）
令和3年5月28日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置について
(情報提供)

今般、標記の件について、厚生労働省より日本医師会を通じて別添の通り情報提供がありました。

本件は令和2年10月19日付福島医発第1995号（地）「新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置について」でご案内いたしました、医療機関が利用可能な主な金融措置を改めて整理の上お知らせするものです。

情報提供の概要につきましては、

- (1) 独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金
- (2) 民間金融機関による信用保証付融資（セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免）
- (3) 新型コロナ特例リスクスケジュール（資料2の22ページ参照）
- (4) 日本政策金融公庫（国民事業）・沖縄振興開発金融公庫・商工中金等による融資支援

となっております、詳細については別紙をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

(別添資料)

- 資料1 独立行政法人福祉医療機構 無担保・無利子の新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行っています（令和3年4月1日更新）
- 資料2 経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（令和3年4月23日22：00時点版）（一部抜粋）
- 参考資料 医療機関が利用可能な主な新型コロナウイルス感染症対策の特例融資（概要）

(税経 14)

令和 3 年 4 月 30 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 松本 吉郎
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置について
(情報提供)

新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置の概要は以下の通りです。

本通知文は、令和 2 年 9 月 29 日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置について（情報提供）」（税経 10）でご案内した、医療機関が利用可能な主な金融措置を、改めて整理の上ご案内するものです。

(1) 独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金

医療貸付事業では、新型コロナウイルス対応支援資金について、別添資料 1 の通り、当該優遇融資の条件について、令和 2 年 9 月に措置された融資条件の拡充が引き続き行われています。

なお、独立行政法人福祉医療機構のホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/) におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

(2) 民間金融機関による信用保証付融資（セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、危機関連保証、信用保証付き融資における保証料・利子減免）

①セーフティネット保証 4 号（資料 2 の 6 ページ、17 ページ参照）

売上高が前年同月比 20%以上減少等の場合、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 100%を保証する資金繰り支援制度です。令和 2 年 3 月 2 日に全都道府県が対象に指定されました。

②セーフティネット保証 5 号（資料 2 の 6 ページ、17 ページ参照）

売上高が前年同月比 5%以上減少等の場合、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠（最大 2.8 億円、4 号と同枠）で借入債務の 80%を保証する資金繰り支援制度です。対象業種には、医療業（一般病院、精神科病院、有床診療所、無床診療所等）、老人福祉・介護関係、社会福祉施設等関連が含まれています。

③危機関連保証（資料2の6ページ、18ページ参照）

全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、セーフティネット保証枠と併せて、更なる別枠（2.8億円）が措置されています。

④信用保証付き融資における保証料・利子減免（資料2の6ページ、19～20ページ参照）

信用保証付き融資における保証料・利子減免の制度として、「伴走支援型特別保証制度」等が措置されています。

（3）新型コロナ特例リスクスケジュール（資料2の22ページ参照）

中小企業再生支援協議会による窓口相談や複数の金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定支援が行われています。

（4）日本政策金融公庫（国民事業）・沖縄振興開発金融公庫・商工中金等による融資支援

①日本政策金融公庫（国民事業）及び沖縄振興開発金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付（資料2の6～7ページ参照）

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から利下げ限度額を拡充。特別利子補給制度（※）を併用することで最長で当初3年間実質無利子。

②商工中金による危機対応融資（資料2の6ページ、8ページ参照）

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から利下げ限度額を拡充。特別利子補給制度（※）を併用することで最長で当初3年間実質無利子。

③日本政策金融公庫（国民事業）及び沖縄振興開発金融公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資（資料2の6ページ、9ページ参照）

商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、無担保・無保証人で融資を行う制度。特別利子補給制度（※）を併用することで最長で当初3年間実質無利子。

（※）特別利子補給制度（実質無利子）（資料2の6ページ、10ページ参照）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象。1月22日から、補給対象貸付上限額を拡充。

④日本政策金融公庫（国民事業）及び沖縄振興開発金融公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和（資料 2 の 6 ページ、11 ページ参照）

一定の中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。金利引き下げなし、売上高等の要件なし。

⑤その他

- ・日本政策金融公庫（国民事業）等の既往債務の借換（資料 2 の 21 ページ参照）
- ・日本政策金融公庫（国民事業）等の既往債務の条件変更（資料 2 の 23 ページ参照）
- ・日本政策投資銀行・商工中金による危機対応融資（資料 2 の 29 ページ参照）
- ・日本政策金融公庫（国民事業）等による設備資金貸付利率特例制度（資料 2 の 40 ページ参照）
- ・日本政策金融公庫（国民事業）等による中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業（資料 2 の 50 ページ参照）

なお、（２）～（４）の措置の詳細及び上記以外の資金繰り支援措置につきましては、資料 2 「経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（令和 3 年 4 月 23 日 22：00 時点版）（一部抜粋）」をご参照ください。ただし、同資料については随時更新されていることから、以下の URL で最新情報をご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

（目次の後の「主な新着情報」のページで、更新された内容が確認できます。）

医療機関においては、（１）の福祉医療機構の制度の利用が融資条件等で有利となる場合が多いと見込まれることから、検討に際しては、まずは、独立行政法人福祉医療機構の相談窓口（資料 1 参照）に相談されることをお勧めいたします。

（注 1）例えば、診療所の場合、日本政策金融公庫（国民事業）の新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資限度額 8,000 万円に対し、福祉医療機構の新型コロナウイルス対応支援資金の融資限度額は 4,000 万円（3 割以上減収の場合 5,000 万円）となっており、どの制度の利用が適切かは個々の医療機関の状況によります。

（注 2）沖縄県においては、（１）の制度のうち、医療貸付事業については沖縄振興開発金融公庫の制度としての対応となりますので、具体的な条件等については、同公庫の相談窓口（本店 融資第一部産業開発融資班、TEL：098-941-1765）に相談されることをお勧めいたします。

つきましては、医療・福祉関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

(別添資料)

- 資料1 独立行政法人福祉医療機構 無担保・無利子の新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行っています(令和3年4月1日更新)
- 資料2 経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(令和3年4月23日22:00時点版)(一部抜粋)
- 参考資料 医療機関が利用可能な主な新型コロナウイルス感染症対策の特例融資(概要)

令和3年4月1日更新



独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件（全施設共通）					
貸付対象		前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。			
償還期間(据置期間)		15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。			
病院・診療所					
貸付利率		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2
	当初5年間の 無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と 「前年同月又は前々年同 月からの減収額の2倍」 のいずれか高い金額	①・②の金額と 「前年同月又は前々年同 月からの減収額」のいづ れか高い金額
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病 院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円			
無担保貸付		[病 院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額			
※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置 ※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関					

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業			
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
貸付利率	当初5年間の 無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）	
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円	
無担保貸付		1億円	4,000万円

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付 の取扱い

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。



中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。

 ミラサポplus



LINE公式「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」
最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。

 @meti_chusho



公式ツイッター「中小企業庁」
パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。

 @meti_chusho



メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」
毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。

 e-中小企業ネットマガジン



目次

◆ 新着情報	… 3
--------	-----

第1章 経営相談

◆ 経営相談窓口の開設	… 4
◆ 専門家によるアドバイス	… 5

第2章 資金繰り支援

◆ 資金繰り 支援内容一覧	… 6
---------------	-----

【政府系融資/一般】

◆ 新型コロナウイルス特別貸付	… 7
◆ 商工中金による危機対応融資	8
◆ 新型コロナウイルス対策マル経融資	9
◆ 特別利子補給制度（実質無利子）	10
◆ セーフティネット貸付の要件緩和	11

【政府系融資/生活衛生関係】

◆ 融資制度一覧	… 12
◆ 生活衛生新型コロナウイルス特別貸付	13
◆ 新型コロナウイルス対策衛経融資	… 14
◆ 特別利子補給制度（実質無利子）	15
◆ 衛生環境激変対策特別貸付	16

【民間の信用保証付き融資】

◆ セーフティネット保証4号・5号	17
◆ 危機関連保証	… 18
◆ 伴走支援型特別保証制度	… 19
◆ 経営改善サポート保証	… 20

【借換/リスク/配慮要請】

◆ 日本公庫等の既往債務の借換	21
◆ 新型コロナ特例リスクスケジュール	… 22

【借換/リスク/配慮要請】

◆ 既往債務の条件変更	… 23
◆ 金融機関等への配慮要請	… 24

【その他】

◆ 小規模企業共済の 特例緊急経営安定貸付等	… 25
◆ 経営セーフティ共済の特例措置	… 27
◆ DBJ・商工中金による危機対応融資	29

第3章 給付金

◆ 一時支援金	… 30
---------	------

第4章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】

◆ 中小企業等事業再構築 促進事業	… 32
◆ 生産性革命推進事業	… 34
◆ ものづくり補助金	… 36
◆ 持続化補助金	… 37
◆ IT導入補助金	… 39
◆ 日本政策金融公庫等による 設備資金貸付利率特例制度	40

【サプライチェーン改革】

◆ サプライチェーン対策のための 国内投資促進事業	… 41
◆ 海外サプライチェーン多元化等 支援事業	… 42

【販路開拓支援】

◆ 非対面・遠隔の海外展開支援事業	43
-------------------	----

【商店街のイベント等支援】

◆ GoTo商店街事業	… 44
-------------	------

第5章 経営環境の整備

【下請取引】

- ◆ 下請取引配慮要請 ……45
- ◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請 ……46
- ◆ 官公需における配慮要請 ……47
- ◆ 下請Gメンによる実態把握 ……48

【事業再編支援】

- ◆ 事業承継・事業引継ぎ推進事業 49

【資本性資金供給・資本増強支援】

- ◆ 中小企業向け資本性資金供給資本増強支援事業 ……50

【雇用関連】

- ◆ 雇用調整助成金の特例措置 ……51
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ……52
- ◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け） ……53
- ◆ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け） ……54
- ◆ 両立支援等助成金 ……55
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 ……56
- ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例 57
- ◆ 休業や労働時間変更への対応 ……58
- ◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮 ……59
- ◆ 外国人の在留資格取扱い ……60

【テレワーク】

- ◆ テレワークに関する情報提供 ……61
- ◆ 専門家からの指導・助言 ……62
- ◆ 設備導入にかかる費用の支援 ……63

【海外関連】

- ◆ 現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口 ……64
- ◆ 貿易保険による支援策 ……65
- ◆ 輸出入手続きの緩和等について ……66

【家賃関連】

- ◆ 賃貸借契約についての基本的なルール 67

第6章 税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

- ◆ 納税猶予・納付期限の延長 ……68
 - ー税務申告・納付期限の延長 ……69
 - ー納付猶予（国税・地方税）の特例 70
 - ー納付猶予制度（国税） ……71
 - ー納付猶予制度（地方税） ……72
- ◆ 欠損金の繰戻し還付 ……73
- ◆ 固定資産税等の軽減の全体像 ……74
- ◆ 固定資産税等の軽減 ……75

【社会保険】

- ◆ 厚生年金保険料等の猶予制度 ……76
- ◆ 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定について ……77
- ◆ 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて ……78

【公共料金】

- ◆ 電気・ガス料金の支払猶予等について 79
- ◆ NHK放送受信料の免除について ……80

リンク集

……81

主な新着情報

4月23日 22:00時点

第6章 税・社会保険・公共料金

- ◆ 電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方の支払期日に関し、新たに令和3年5月分の料金について1か月繰り延べること等の特例措置を講じています。(79ページ～)

4月8日 15:00時点

第4章 設備投資・販路開拓支援

- ◆ 生産性革命推進事業の公募スケジュールを更新しました。(34ページ～)

4月1日 17:00時点

第2章 資金繰り支援

- ◆ 伴走支援型特別保証制度等が開始されました。(19ページ～)

3月29日 17:00時点

第4章 設備投資・販路開拓支援

- ◆ 3月26日、事業再構築補助金の公募を開始しました。(32ページ～)
- ◆ IT導入補助金の公募スケジュールを更新しました。(34ページ～)

3月16日 10:00時点

第6章 税・社会保険・公共料金

- ◆ 電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方の支払期日に関し、新たに令和3年4月分の料金について1か月繰り延べること等の特例措置を講じています。(79ページ～)

3月8日 18:00時点

第3章 給付金

- ◆ 一時支援金の申請受付を開始しました。(30ページ～)

経営相談窓口の開設

令和2年1月29日より、中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

➡ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日のご相談



※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは左のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日のご相談

土日・祝日も相談を受け付けております。

開設している窓口を、左のQRコードよりご確認ください。

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。

※派遣申請に当たっては、事前により支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。

よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、
地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。

<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html>



③テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる
「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

事業HPについては下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。

(当事業の詳細についてはP62にも掲載しております。)

事業HP <https://digitalization-support.jp/>



なお本事業では、使いやすいITツールや活用事例をまとめたサイト
「ここからアプリ」も支援ツールとして活用していきます（左のQRコード）。

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策マル経融資

危機対応融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円）

+

SN保証枠（2.8億円）

+

危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10:00～17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による

新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(10ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から利下げ限度額を拡充。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円

【利下げ限度額】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は3月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】 ➡ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ **土曜日のご相談**

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

商工中金による危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から、利下げ限度額を拡充。

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【**既往債務の借換**】商工中金による危機対応融資の既往債務の借換も可

【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額**】6億円

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：3億円）

※3月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【**お問合せ先**】商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土曜日

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）
を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

【ご利用いただける方】

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

②前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.21%（令和3年3月1日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する
経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

1月22日から、補給対象貸付上限額を拡充。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近1か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

（注）最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1か月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間（最長）

・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等3億円（拡充前2億円）、
国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】

（独）中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）

<https://tokubetsu-riho.jp/>

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日・土日祝日 9:00～17:00



セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金 8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.86%

※ 3月1日時点、貸付期間5年の場合、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）

：0120-327790（中小事業）

沖縄公庫：0120-981-827

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制やGoToキャンペーンを含む各支援策の変更に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和（「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月」等での比較）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：令和2年3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：令和2年5月1日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証)として、最近1カ月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠(2.8億円)



SN保証枠(2.8億円)



危機関連保証枠(2.8億円)

4号: 100%保証(全都道府県)

5号: 80%保証(指定業種)

別枠(2.8億円)は共有

危機関連保証:

100%保証(全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れ等は前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00~17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】

右のQRコードよりご確認ください。



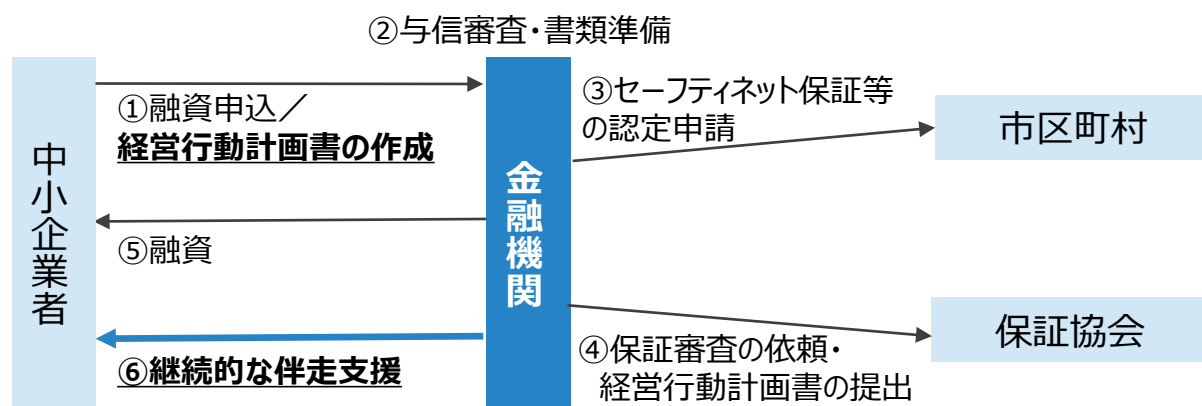
土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。



伴走支援型特別保証制度

一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を創設します。

- 保証限度額 : 4,000万円
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%（国による補助前は原則0.85%）
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 売上減少要件 : ▲15%以上
- その他 : ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること
・経営行動計画書を作成すること
・金融機関が継続的な伴走支援をすること



【制度の詳細：中小企業庁HP】

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210325hosyo.html>



【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

経営改善サポート保証（感染症対応型）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

早期の事業再生を後押しするため、経営サポート会議（※）や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

- 保証限度額 : 2億8,000万円
- 保証期間 : 15年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%
(国による補助前は原則0.8% or 1.0%)
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 保証割合 : 責任共有保証（80%保証）。ただし100%保証およびコロナ禍のSN5号からの借換については100%保証。

【制度の詳細：中小企業庁HP】

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210325hosyo.html>



【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 3億円、
 - 国民事業 6,000万円
- (2) 商工中金 3億円

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 6億円、
 - 国民事業 8,000万円、
- (2) 商工中金 6億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
商工中金 相談窓口 0120-542-711

➡ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827
商工中金 相談窓口 0120-542-711

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナ特例リスケジュール

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が、令和2年4月より、窓口相談や金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画策定支援を開始したところですが、新型コロナの影響の長期化に鑑み、ポストコロナに向けた取組を後押しするため、令和3年4月以降も引き続き本支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画等（※）の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

（※ 中小企業者の希望に応じ、ポストコロナに向けた行動計画（事業継続アクションプラン）の策定支援も行っています。）

③資金繰りの継続サポート

計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

（①～③における中小企業者の費用は原則不要です。

中小企業者の状況に応じ、②において一部費用負担が生じる可能性もありますが、その場合でも国がその費用の一部を負担（支援）します。）

事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ支援後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します（※）。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用等）については、一部国が負担（支援）します。

※中小企業者の状況に応じ、再度の特例リスケ支援を実施することも可能です。

※中小企業再生支援協議会とは

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で48,000件以上の相談実績、15,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業再生支援協議会

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf>

※ また、同じく資金繰り改善を目指す事業として、

**民間の支援者と共に経営改善を図りたい方向けに、
ポストコロナ持続的発展計画事業**を開始しました。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

日本公庫等や民間金融機関による 既往債務の条件変更

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

既往債務の条件変更とは？

借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の方の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）することをいいます。具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資について、月々の返済を当面の間猶予又は減額したり、返済期限を延長することで、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができます。

【手続きの流れ】

返済金額や返済方法等の見直しを希望される場合は、借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関にご相談ください。

※政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の提出を省略することも可能ですので、各機関にご相談ください。

また、条件変更に際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業再生支援協議会による「新型コロナ特例リスケジュール支援（22ページ）」がご活用いただけます。

【各金融機関への要請等】

民間金融機関や政府系金融機関に対しては、既往債務の返済猶予などの条件変更について、最大限柔軟に対応すること等について累次にわたって要請を行い、各金融機関では条件変更に対応しています。

【お問合せ先】

条件変更に関する具体的なご相談・お問い合わせは、借入をしている各金融機関の支店等をお願いいたします。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、昨年2月以降、政府系金融機関等に対して累次にわたって要請を行いました。

1月19日の要請では、大臣名で事業者等の業況を十分に把握した上で、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応すること、政府系機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等を省略する等最大限柔軟な対応を行うことなど、資金繰り支援に万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？（※繰り返し要請している内容は省略）

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

【年末の資金繰りについて（令和2年11月30日）】

- ①迅速かつ積極的な対応
- ②適時適切な貸出
- ③実情に応じた親身な対応
- ④個人保証の見直し等

【GoToキャンペーンの一時停止を踏まえて（令和2年12月17日）】

- ①迅速かつ柔軟に対応
- ②事業者等の実情に応じた最大限の配慮
- ③売上高要件の緩和

【緊急事態宣言を踏まえて（1月8日）】

- ①手続きの簡素化等顧客の利便性向上に努めること
- ②個別企業の実情に応じた最大限の配慮

【新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて（1月19日）】

大臣から政府系金融機関等に対して、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応を要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、累次にわたって要請を行っております。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

① 掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

② 掛金月額の減額

掛金月額は、1,000円から7万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

経営セーフティ共済とは

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

共済金の償還（返済）期日の繰下げ

<償還（返済）中のお客様>

お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6ヶ月間停止することができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

<これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）>

お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6ヶ月間遅らせることができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※6ヶ月の据置期間に加え、6ヶ月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）

受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

一時貸付金の返済猶予

<令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

<令和2年4月7日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6ヶ月間返済を猶予します。

※6ヶ月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。

※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

掛金の納付期限の延長等

< (a) 掛止めをする >

掛金総額が掛金月額額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め (a) と掛金月額額の減額 (b) の手続きを同時に行うことができます。

※掛金の掛止め (a) により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

< (b) 掛金月額を減額する >

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

(月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位)

< (c) 掛金の納付期限を延長する >

令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくことになります(ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください)。

※受付期限は、いずれも毎月5日です。(機構必着)

【各種申請様式・詳細】

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP (特例措置関連ページ)

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html



中小企業基盤整備機構HP
(特例措置関連ページ)

【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00~18:00 (電話) 050-5541-7171

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

DBJ・商工中金による 危機対応融資

指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資や資本金劣後ローンによる資金繰り支援を実施しています。

また、民間金融機関との協調融資原則の適用を一時的に停止しており、指定金融機関単独での支援を可能としております。

	危機対応融資（シニアローン）	資本金劣後ローン
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月等(注)の売上高又は過去6ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者 (注) 最近1ヶ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヶ月未満の任意の期間における売上高	
資金使途	設備資金、運転資金等	
貸付期間	設備20年以内 運転15年以内	長期一括償還 (貸付期間5年超で、事業者のニーズに応じて個別に決定)
融資限度額	原則上限なし	
金利	期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定（次表に基づき、金利引下げを実施）	

○ 金利引下げ

	危機対応融資（シニアローン）	資本金劣後ローン
中堅企業	当初3年間▲1.0%	当初3年間▲2.0%（※2）
大企業（※1）	当初3年間▲0.5%	当初3年間▲1.5%（※3）

（注）商工中金はシステム構築後の5月上旬より貸付開始予定（融資相談は既に開始）

※1：大企業は、飲食・宿泊等の事業者（飲食店業、旅館業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者）が対象

※2：指定金融機関の貸出金利は、当初3年間1.0%を上限とする

※3：指定金融機関の貸出金利は、当初3年間1.0%程度とする

【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口） 0120-598-600

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

日本政策金融公庫等による 設備資金貸付利率特例制度

新事業・ビジネスモデルの転換、DX等の設備投資意欲を喚起するために、生産性向上に資する設備投資の適用利率について、通常の適用利率（基準又は特別利率①～③等）から、当初2年間さらに▲0.5%金利を引き下げます。

【貸付対象】

日本政策金融公庫等の各貸付制度（※1）に該当する場合で、5年間で2%以上の付加価値額（※2）の向上が見込まれる設備投資を実施する事業者の方

（※1）災害関連やコロナ関連貸付、海外展開、資本金劣後ローン等は除く

（※2）営業利益、人件費及び減価償却費の合計額

【適用利率】

貸付後2年間、適用した貸付制度の貸付利率▲0.5%

【貸付限度額】

各貸付制度に定める限度額

（中小事業7.2億円、国民事業7.2千万円等）

※別途東日本大震災からの再建復興を図るため、被災地域で雇用の維持または雇用の拡大が見込まれる設備投資を実施する事業者を対象にした特例制度もあります。
詳しくは、各機関の支店窓口までお問い合わせください。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）

：0120-327790（中小事業）

沖縄公庫：0120-981-827

中小企業向け資本性資金供給・ 資本増強支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

1. 新型コロナ対策資本性劣後ローン

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給し、事業の成長・継続等を支援します。

【主な貸付条件】

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援（※1）を受ける事業者（※2）
 - ※1 原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から融資等による資金調達が見込まれること
 - ※2 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象

貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	0.95%	3.30%	4.70%

2. 中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業の倒産・廃業を防ぐため、官民ファンドによる出資やハンズオンでの経営支援等により、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

3. 中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

（ファンドの基本的なスキーム）



【お問合せ先】

1. 資本性劣後ローン

日本公庫 <平日> 0120-154-505、<土曜> 0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
 商工中金 <平日・土曜> 0120-542-711 沖縄公庫 <平日・土曜> 0120-981-827

2. 中小企業経営力強化支援ファンド 及び 3. 中小企業再生ファンド

中小企業金融相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝日 9:00～17:00

個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了となった方を対象に、総合支援資金の再貸付を実施します。再貸付の具体的な実施時期及び内容については、追ってお知らせします。（令和3年2月2日）

■ 緊急小口資金

→ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子】無利子

■ 総合支援資金（生活支援費）

→ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 【貸付利子】無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

- A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。



[https://j-net21.smrj.go.jp/
support/tsdlje00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html)



Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

- A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。



[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/
attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf)

Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

- A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



[https://www.jfc.go.jp/n/finance
/saftynt/covid_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html)



人を思う。未来を思う。
商工中金

[https://www.shokochukin.
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)



[https://www.zenshinhoren.or.jp/
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)



Q. 補助金の電子申請に必要なGビズIDを取得したい。

- A. 補助金等（一部）の電子申請に必要なGビズIDの取得については、申請から2～3週間要する場合があります。GビズIDが必要な補助金の申請をお考えの方は、お早めに取得の申請をされることをお勧めします。

補助金申請
システム

jGrants

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



参考資料

医療機関が利用可能な主な新型コロナウイルス感染症対策の特例融資（概要）

令和3年4月27日現在

金融機関 制度	事業規模 による制限	融資限度額 (無担保限度額)	金利	貸付期間	据置期間
福祉医療機構（注） 新型コロナウイルス対応支 援資金 (運転資金)	なし	病院：7.2 億円 (無担保 3 億円) 診療所：4,000 万円 (無担保 4,000 万円) ※3 割以上減収の場合、 増額あり	0.2% ※当初 5 年間の無利子あり	15 年以内	5 年以内
日本政策金融公庫（注） 国民事業 新型コロナウイルス感染症 特別貸付 (運転資金)	- 個人：常時使用する 従業員 100 名以下 - 医療法人等：常時使 用する従業員 100 名 以下または出資金額 5,000 万円以下	8,000 万円 (無担保 8,000 万円)	(例) 当初 3 年間 0.36% (※) 3 年経過後 1.26% ※特別利子補給制度と併用 すると当初 3 年間実質無利 子	15 年以内	5 年以内
民間金融機関 (信用保証協会) セーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証 (運転資金)	- 個人：常時使用する 従業員 100 名以下 - 医療法人等：常時使 用する従業員 300 名 以下	5.6 億円 (無担保 1.6 億円)	民間金融機関との協議によ り決定 ※伴走支援型特別保証制度 により保証料は保証限度額 4,000 万円までの減免 (0.85%→0.2%) あり	10 年以内	5 年以内

(注) 沖縄県内の医療機関につきましては、沖縄振興開発金融公庫が取扱機関となります。